

「21世紀新農政2007」(平成19年4月4日食料・農業・農村政策推進本部決定)  
に基づいた取組の進捗状況

【I. 食と農に関する新たな国家戦略の確立】

1. 国際的な食料事情の変化に対応した新たな食料戦略の確立

(1) 変化する世界の食料事情の多角的な分析と国民全体での認識の共有

- ・ 農林水産省に新たに食料安全保障課を設置(20年4月)し、国際的な食料需給等の情報の一元的な収集・分析体制を強化。
- ・ 毎月、主要4品目(米、小麦、とうもろこし及び大豆)の需給動向について、在外公館、商社、食品業界、米国農務省等の情報に基づく分析を実施し、分析結果を「我が国における食料供給予測」として公表。
- ・ 国際食料需給の有識者による検討会を19年度に4回開催し、主要品目別・国別の食料需給動向や特に注目すべき事項(GM作物、バイオエタノール等)について分析を行い、毎回の分析結果を報告書として公表。
- ・ 国際食料需給の動向について、総合的な分析結果を取りまとめた「海外食料需給レポート」を作成・公表(20年3月)。
- ・ 食料問題に関する認識を国民全体で共有するため、幅広い各界の有識者の参画を得て、食料・農業・農村政策推進本部の下部組織として農林水産大臣の主催による「食料の未来を描く戦略会議」を設置(19年7月)。計5回の会合を開催し、国民へのメッセージ「食料の未来を確かなものにするために」を公表(20年4月)。

(2) 国際協力等を通じた世界の食料の安定生産・供給への貢献

- ・ 高病原性鳥インフルエンザについて、国際機関を通じたアジア各国との連携の下、当該疾病が発生している南アジアなどの国に対し、遺伝子分析機器等の最新の診断設備の導入による診断機能強化等の支援を実施するとともに、動物検疫所に各国で収集したウイルス検体の分析を実施する中核診断施設を新たに整備。また、アジア地域内の早期通報体制の整備、ウイルスの伝播ルートの解明等の取組に対する支援を20年度予算において措置。
- ・ 病害虫の侵入リスクに応じた検疫制度の見直しについて検討するため、病害虫が侵入・まん延した場合の我が国経済等に与える影響を評価し、適切な検疫措置を決定するための解析(PRA)を実施(19年度59件)。
- ・ 戦略的な国際協力を推進するため、開発途上国の農業生産力向上に向け、稲作等の農業技術や農業者の協同組織化の仕組み・ノウハウなどの日本型農業システムの移転に関する研修、専門家の派遣等を実施。

## 2. 我が国農林水産物・食品の市場の拡大

### (1) 農林水産物・食品の輸出の促進

- ・ 平成25年までに我が国農林水産物・食品の輸出額を1兆円規模とすることを目指し、「我が国農林水産物・食品の総合的な輸出戦略」を取りまとめ、品目ごとの課題解決に向けた取組の手順と実施時期を明確化した工程表を策定（19年5月）。
- ・ 政府の働きかけにより、香港向け牛肉輸出が解禁（19年4月）。また、UAEが日本産牛肉の輸入を許可（19年12月）。
- ・ 中国に対し、第1便として24トンの日本産精米を輸出（19年6月）。北京、上海において日本産米解禁イベントを開催（19年7月）。中国向け精米輸出の再開について大臣級会談を行い、中国政府と恒常的輸出条件の年度内解決について一致（19年12月）。恒常的輸出再開までの暫定措置として合計100トンを実施（19年12月、20年1月）。
- ・ 品目ごとに、輸出に当たっての課題と対応方策を輸出実行プランとして策定（8品目）。
- ・ 欧州、ロシア等6地域・国において市場実態等に関する調査を実施。
- ・ 生産者や流通関係者等を対象に、全国8都市で「輸出オリエンテーションの会」（セミナー、商談会等）を開催。
- ・ 海外の国際見本市等に日本パビリオンを設置し、生産者・輸出業者と海外バイヤーとのマッチングを支援（9都市10回）。
- ・ 明確な目標を設定し、戦略的に輸出に取り組もうとする事業体の輸出拡大プロジェクトを支援（26事業体）。
- ・ 農商工連携の一環として、若林農林水産大臣と甘利経済産業大臣が北京において、日本産農産物のトップセールスを実施（19年12月）。香港において日本産和牛プロモーションイベントを開催し、岩永農林水産副大臣がトップセールスを実施（20年1月）。
- ・ 在外公館で現地の要人等に日本食・日本食材を提供する「WASHOKU-Try Japan's Good Food」事業を実施（17か国23事業）。

### (2) 東アジアを視野に入れた我が国食品産業の活性化

- ・ 国内食品産業の東アジアへの投資に必要な各種情報を収集・提供する「食品産業海外事業活動支援センター」を設置（19年10月）し、ホームページを開設（19年12月）。
- ・ 海外投資情報、税制、知的財産に関するセミナーを北海道、東京、兵庫等で計8回開催（19年10月～20年3月）
- ・ 食品企業が多く進出している東アジアの主要5都市（北京、上海、広州、バンコク、シンガポール）に食品産業海外連絡協議会を設置し、日系食品企業による情報の共有化を図るとともに、現地の消費動向、食品に関する法制度等の情報を収集・提供するための調査を実施（19年10月～20年2月）
- ・ 企業の知財担当者、弁理士及び学識経験者からなる「食品産業の意図せざる技術流出対策に関する作業部会」において、「食品産業の意図せざる技術流出対策の手引き」を作成（20年2月）。

### (3) バイオマスの利活用の加速化（後掲（IV. 1.））

### 3. WTO農業交渉、EPA交渉への戦略的取組

- WTOやEPAの国際交渉に当たっては、「日本経済の進路と戦略」に則し、「多様な農業の共存」を基本理念として、国内農業への影響を十分踏まえ、「守るべきもの」は「守る」との方針の下、国内農業の構造改革の進捗状況にも留意しつつ、日本として最大限の利益を得られるよう対応。
- WTO農業交渉については、輸出国と輸入国のバランスのとれた貿易ルールの確立を目指し、G10等関係各国との連携を緊密に図りつつ交渉に取り組んだところ。農業交渉議長より、各国共通のルールであるモダリティの案（19年7月）及びその改訂版（20年2月）が提示され、このモダリティ案に基づいて議論を継続中。
- 「開発イニシアティブ」（17年12月公表）及び香港閣僚宣言（17年12月）を踏まえ、LDC（後発開発途上国。20年3月現在49ヶ国）諸国に対する無税無枠措置を拡大。また、南南協力などを通じた「売れる農林水産物づくり」に向けた人材育成として、専門家の派遣や研修などを実施。
- EPA交渉については、WTOを中心とする多角的貿易体制を補完するものとして、各国・地域との交渉を戦略的に推進。この結果、発効済EPA数は5、署名・妥結済のEPA数は4、交渉中のEPA数は6となった。  
〔 チリ（19年9月）・タイ（19年11月）と協定発効、ブルネイ（19年6月）・インドネシア（19年8月）・アセアン全体（20年4月）と署名。  
豪州（19年4月）・スイス（19年5月）と交渉開始。 〕

## 【Ⅱ．国内農業の体質強化】

### 1. 担い手への施策の集中化・重点化

#### (1) 効率的・安定的な農業経営の育成の加速化

- ・ 水田・畑作経営所得安定対策（品目横断的経営安定対策）については、19年産において、認定農業者67,045、集落営農組織5,386、合計72,431の経営体が加入申請し、これらの者により、①麦で約25万4千ha、大豆で約11万ha、てん菜で約6万6千ha、でん粉原料用ばれいしょで約2万2千haと、これまでの品目別対策とほぼ同程度の面積をカバー、②米については、約44万haで、18年産水稻作付面積（168万ha）の4分の1、稲作所得基盤確保対策加入面積（75万ha）の6割の面積をカバー。また、生産現場からの意見を踏まえ、より地域の実情に即した制度となるよう、名称の変更を含めた所要の見直しを実施。
- ・ 地域段階の担い手育成総合支援協議会の設置を促進（19年11月末現在で1,264協議会、市町村数のカバー率は83%に向上）。
- ・ 19年度に創設した「担い手アクションサポート事業」において、事業を実施する地域担い手育成総合支援協議会が、計画認定後3年目・5年目を迎える認定農業者等の担い手の目標達成状況を把握し、その結果を踏まえた今後の支援活動の実施方針を作成して農林水産省に報告する仕組みを導入（事業実施協議会数：332）。また、全国担い手育成総合支援協議会において、計画認定後3年目・5年目を迎える認定農業者の目標達成状況を、アンケート調査により把握（19年10月～20年3月）。
- ・ 担い手の更なる経営改善努力を支援するため、19年度から、スーパーL資金の無利子化措置、クイック融資、融資主体型補助などを導入し、担い手支援策を充実。
- ・ 集落営農について、「担い手アクションサポート事業」により、集落営農組織が抱える経営に関する様々な課題の相談に一元的に対応するとともに、地域農業を支えるリーダー等の人材を育成するための研修会等の取組を通じて、集落営農の組織化・法人化を推進。

#### (2) 多様な人材の育成・確保

- ・ 若者をはじめ、多様な人材が経験が無くても農業に就けるよう、情報提供・相談、体験・研修、参入準備、定着の各段階に対応したきめ細かな支援を実施。特に、農業への参入・定着を後押しするため、就農希望者等の農業知識・技術レベルを客観的に評価する日本農業技術検定（3級）を実施（受験者数8,630人）。
- ・ 女性の農業経営への参画や起業活動に関し、セミナー、在宅講座等様々な形での研修や、優良事例の収集等を行うとともに、認定農業者制度や家族経営協定についてシンポジウム、全国会議等を通じた普及啓発等を実施。
- ・ 外国人研修・技能実習制度の運営の適正化のため、研修生受入れ機関等を対象とした研修会を実施（7回）。

## 2. 農地政策改革

- ・ 農地政策の改革案と工程表として、①農地情報のデータベース化、②耕作放棄地の解消に向けたきめ細やかな取組の実施、③優良農地の確保対策の充実・強化、④農地の面的集積を促進する仕組みの全国展開、⑤所有から利用への転換による農地の有効利用の促進を内容とする「農地政策の展開方向について」を取りまとめ（19年11月）。
- ・ 農地を集めて再配分する仕組みについて点検・検証するためのモデル的な取組への支援や、基盤整備と一体的に面的なまとまりを重視した農地の利用集積を推進する地域への支援を20年度予算において措置。
- ・ 関係機関が保有する農地の所有や利用に関する情報の一元化や相互利用に向けて、農地に関する情報と地図情報を結合した農地情報図の整備に着手。
- ・ 一般企業等の農業参入を促進するため、ホームページ等を活用した情報発信、研修・相談会の開催等の企業参入支援総合対策の活用を推進。一般企業等の参入法人は、前年の173法人（18年9月）から、256法人（19年9月現在）に増加。
- ・ 耕作放棄地について、地域の状況に応じたきめ細やかな対策を実施するため、「耕作放棄地解消支援ガイドライン」等を策定（20年4月）。

## 3. 食料供給コストの縮減

- ・ 食料供給コスト縮減アクションプランを改定（19年4月）し、食料供給コスト縮減検証委員会において、アクションプランに基づく具体的な取組の実施状況の点検を実施（19年10月、20年3月）。
- ・ 農業機械・施設についての補助制度を見直し、融資主体型補助の仕組みを19年度より導入。また、コスト縮減に向けた取組について優先的に支援する補助事業の仕組みを19年度より導入。
- ・ 化学肥料の登録有効期間の延長等の規制の見直しについて、農業生産資材費低減等プロジェクトチームを設置して検討を実施。肥料取締法施行規則及び関係告示を改正（20年4月施行）。
- ・ 大型包装農薬や輸入高度化成肥料の大量かつ安定的な流通・販売の取組について、現場ニーズの把握や特徴のPR等によりさらなる普及を推進（大型包装農薬の品目：17年度17品目→19年度55品目、輸入高度化成の化成肥料全体に占める普及割合：17年度36%→19年度49%）。
- ・ 農林水産省経済事業改革チームを5回開催し、全農の「改善計画」の進捗状況について点検するとともに、引き続き改革を確実に実施させるよう指導。また、公正取引委員会が公表した「農業協同組合の活動に関する独占禁止法上の指針」（19年4月）について公正取引委員会と説明会を共催（19年5月～6月）し、農協等へ周知徹底。
- ・ 生産コスト縮減等推進チームを農林水産省内に設置（20年1月）。農業現場での生産コスト縮減に向けた具体的な取組を「品目別生産コスト縮減戦略」として策定（20年1月）し、農業現場における活用を推進。

#### 4. イノベーション・知的財産の力による農業の潜在的な力の発揮

##### (1) イノベーションを先導する技術開発の加速化

- ・ 規模拡大とコスト縮減に向けた、稲・麦・大豆の汎用不耕起直播栽培技術等による水田輪作体系、収穫・選果作業ロボット技術等を活用した低コスト施設園芸体系等の確立に向けた技術開発を推進。
- ・ バイオ燃料向け資源作物の育成と低コスト栽培技術や、木質バイオマス、稲わら等の非食用資源や資源作物全体から高効率にエタノールを生産する技術の開発を推進。
- ・ 生活習慣病予防効果等が期待される新食品の開発、医療・工業用新素材等に向けた有用タンパク質の効率的生産技術の開発や医療研究用疾患モデルブタ作出の研究を推進。
- ・ 「GABAを多く含む巨大胚芽米」、「高メチル化カテキン茶」、「GABA茶」、「高アントシアニン紫さつまいも」、「高カロテンさつまいも」、「高リコペントマト」等の新食品・新素材について、新商品の試作、機能性成分に関する情報発信、事業化に意欲のある産地と企業のマッチング、技術実証等に対する支援を実施。
- ・ 新需要創出や食料・環境・エネルギー問題の解決に資する技術開発を更に加速化するため、これまでのイネゲノム研究の成果を活用して、複合病害や乾燥・塩害耐性作物、環境浄化作物、超多収・バイオマス作物など、画期的な作物の創出を目指した「新農業展開ゲノムプロジェクト」を20年度予算において措置。

##### (2) イノベーションの実現を支える知的財産の戦略的な創造・保護・活用

- ・ 農業の現場において新たに開発された技術・ノウハウの知的財産としての取扱いについてまとめた「農業の現場における知的財産取扱指針」を作成・公表(19年8月)。
- ・ アセアン+3農業大臣会合(19年11月)において、日本側より「東アジア植物品種保護フォーラム」の設置を提唱し、各国の賛同を得て、フォーラム設置と東京での第1回会合の開催(20年7月予定)を決定。
- ・ アジアを中心に、EPA交渉を通じた植物品種保護制度の整備の働きかけを実施。
- ・ 民間及び関係府省と連携して、第5回知的財産保護官民合同訪中代表団を派遣(19年4月、9月)。
- ・ 中国における育成者権の取得を促すため、もも品種(18年11月)及びクスノキ品種(19年1月)の中国への出願をモデル事業として実施し、マニュアル化。
- ・ 中国における権利侵害への対応事例について調査を行うとともに、中国政府機関・種苗会社との協力関係を強化するための官民合同ミッションを派遣。
- ・ 民間企業及び関係府省と連携して、第1回知的財産保護官民合同訪印代表団を派遣し(20年2月)、インドにおける制度の整備・拡充の働きかけを実施。
- ・ 農林水産関係者(都道府県・市町村担当者、JA職員、関係企業、農業者等)向けに、知的財産の基本的知識や保護・活用事例紹介を中心としたセミナーを実施。
- ・ 普及指導員向けに育成者権の出願や侵害対応を中心とした知的財産研修を実施。また、林業普及指導員や水産普及指導員向けに、知的財産の基礎的な研修を実施。
- ・ 地方農政局等において、知的財産に関する相談窓口を設置するとともに、地方経済産業局等と連携して、セミナー、シンポジウムを実施。

### 【Ⅲ. 国民・消費者の視点に立った食料政策の展開】

#### 1. 食品の安全と消費者の信頼の確保に向けた取組の充実

##### (1) 「危害の未然防止」に重点を置いた食品の安全確保に向けた取組の推進

- ・ 有害微生物について、最新の研究報告等科学的な情報・データ及び事業者や消費者等関係者の関心等を考慮して、優先的にリスク管理を行うべき対象のリスト及びサーベイランス・モニタリング中期計画を作成（19年4月）。
- ・ 有害化学物質、有害微生物について、サーベイランス・モニタリング19年度年次計画を策定（19年6月）し、食品や生産環境等の汚染実態のサーベイランス・モニタリングを実施。
- ・ GAP（農業生産工程管理手法）について、23年度までに概ね全ての主要な産地（2,000産地）において導入するとの目標達成に向けて、積極的に導入を推進。19年12月末現在596産地で導入（導入を検討中の産地：971産地）。
- ・ GAP推進パンフレット（100万部）を配布するとともに、全国的に汎用性の高い基礎的なGAP手法のモデル（基礎GAP（7品目））及び導入マニュアルを作成・公表。また、GAPの推進に係る意見交換会（全国9カ所）（19年9月～20年1月）、シンポジウム（20年3月）の開催等を通じて、生産現場における取組状況やGAPの意義等について、生産者、実需者、消費者等を対象とした意見交換を実施。
- ・ GAPの実証産地等への支援（113産地）を実施。
- ・ 生産現場でのGAPの指導について、普及指導員に対する研修（参加者計52名）を実施。
- ・ 行政機関、学識経験者、生産者団体、流通団体、消費者団体等からなる「GAP手法導入・推進会議」を開催（19年6月、20年3月）し、情報共有、意見交換を実施。
- ・ 食品製造業者によるHACCP等の導入促進に向けて、必要となる専門的知識を有する人材の育成（HACCPの基礎的な知識の習得と併せてGMPの取組を推進するための責任者養成基礎研修、実地研修を通じて行う責任者養成研修、指導者養成研修14カ所）、関連技術情報のデータベース構築・提供、食品安全マネジメントシステムの円滑な取得に向けた普及啓発（セミナーの開催（6カ所））、取得促進のための解説書作成）等の取組を支援。
- ・ 「食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（HACCP法）」に基づき、食品製造事業者のHACCP施設の整備を推進。また、同法に基づく支援を引き続き実施するため、同法の一部改正法案を第169回国会に提出（20年2月）。

##### (2) 行動規範の策定等コンプライアンスの徹底

- ・ 食品業界団体に対し、関係法令の遵守及び社会倫理に適合した行動の徹底等について要請文書を発出。
- ・ コンプライアンス意識の低い事業者の積極的な参加を促進しながら、経営者・監査役などの意識改革を目指し、全国各地で各種セミナーを開催。これまで約17,000名が参加（19年4月～20年2月）。
- ・ 食品業界が関係法令の遵守及び社会倫理に適合した行動への取組を一層促進するための「道しるべ」として利用できるよう「食品業界の信頼性向上自主行動計画」策定の手引き～5つの基本原則～」を策定（20年3月）。

## 2. 農林漁業体験活動を通じた食や農への理解の増進

- ・ 外食・小売業や農林漁業体験活動の場等における「食事バランスガイド」を活用した「日本型食生活」の実践を促す取組を実施（19年7月～20年3月）。
- ・ 農林水産省において「教育ファーム推進研究会」を立ち上げ（19年5月）、今後の方策の方向性を示した最終報告書を公表（19年11月）。地域の「教育ファーム推進計画」作成に向けた取組や優良事例の収集・情報提供など、地域における教育ファームの取組を支援。
- ・ 総務省、文部科学省及び農林水産省の連携により、子ども達の農山漁村での長期宿泊体験を推進する「子ども農山漁村交流プロジェクト」を立ち上げ、受入地域の実態調査、受入のための手引きの作成（20年3月）、「受入モデル地域の選定基準」の策定（20年3月）、小学校に対して希望に添う受入地域を紹介するマッチングシステムの構築（20年3月）等を実施。
- ・ 地域一体となった「地産地消タウン構想」の実現に向けた取組を公募により支援する「地産地消モデルタウン事業」を実施し、1地区（富山県氷見市）を採択。
- ・ 地産地消関係者を結びつけるコーディネーターの育成を目的とした人材育成講習会を開催（19年12月。参加者66名）。
- ・ 全国地産地消推進フォーラムを実施（20年2月。参加者230名）し、地産地消の優良活動（8地区）を表彰するとともに、表彰者等の地産地消関係者との交流を図る地産地消交流会や関係者が地産地消の今後の取組等について学び、意見交換する地産地消勉強会を実施（20年2月。参加者150名）。
- ・ 地産地消の紹介サイト「Eat Local 地元を食べよう！」において、全国の直売所、レストラン、農業体験等マップの情報等を拡充。
- ・ これから直売所を始めようとする者やさらに発展させようとする者を対象とした地産地消の取組の手引き「直売所を中心とした地産地消の推進」を作成し、農林水産省のホームページと地産地消サイト「Eat Local 地元を食べよう！」に公表（20年2月）。
- ・ 農林水産政策研究所において「地産地消の経済効果等に関する研究」を実施し、直売所における生産者及び消費者に対する経済効果等を推計。

## 【IV. 地球温暖化対策等の資源・環境対策の推進】

### 1. バイオマスの利活用の加速化

#### (1) 国産バイオ燃料の大幅な生産拡大

- ・ 農林漁業者等とバイオ燃料製造業者が共同して原材料生産と燃料製造を行う取組及びバイオ燃料に関する研究開発の促進を図ることを目的とした「農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律案（農林漁業バイオ燃料法案）」を第169回国会に提出（20年2月）。
- ・ 稲わらや間伐材等の未利用バイオマスを有効に活用して国産バイオ燃料の生産拡大を図るための研究開発、技術実証、意識改革等の取組を進める「日本型バイオ燃料生産拡大対策」を20年度予算において措置。
- ・ 20年度税制改正事項として、バイオエタノール混合ガソリンに係るガソリン税の軽減措置、バイオ燃料製造設備に係る固定資産税の軽減措置の創設を予定。
- ・ 北海道（2地区）及び新潟県においてバイオエタノールの本格的導入に向けた大規模実証事業を開始（19年6月）。
- ・ セルロース系原料からバイオ燃料を効率的に生産する画期的な技術革新の実現を図るため、農林水産省及び経済産業省が連携して「バイオ燃料技術革新計画」を策定（20年3月）。
- ・ バイオ燃料向け資源作物の育成と低コスト栽培技術や、木質バイオマス、稲わら等の非食用資源や資源作物全体から高効率にエタノールを生産する技術の開発を推進（再掲）。
- ・ バイオマスの利活用について国民の理解を深めることを目的として、全国9ブロックで国産バイオ燃料等の施策に関する説明会を開催。
- ・ 農林水産省の公用車17台にバイオ燃料を導入するとともに、バイオ燃料導入車を示す「シンボルマーク」を発表（19年10月）。
- ・ バイオディーゼル燃料の安全かつ適切な製造・利用に関するガイドラインの作成等を行う「全国バイオディーゼル燃料利用推進協議会」に対する指導を実施。

#### (2) バイオマスプラスチックの利用の加速化

- ・ 「バイオマスマーク事業」の運用によるバイオマスプラスチック等を利用した製品の普及、バイオマスプラスチックのリサイクルシステム構築の取組への支援等を実施。

#### (3) 地域の創意工夫を活かしたバイオマス利活用の推進

- ・ 17年2月からバイオマスタウン構想の公表を開始し、20年3月末現在で136地区で公表。

## 2. 食品リサイクルの推進

- ・ 「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）」を改正（19年12月施行）し、循環的な食品リサイクルの取組（食品リサイクルループ）を認定する制度を設け、認定された計画に対しては、廃棄物処理法の特例を適用し、食品小売業等から発生する食品廃棄物（一般廃棄物に該当）が、市町村の域を超えて効率的な収集運搬が図られるよう措置。
- ・ 一定規模以上の食品廃棄物等を発生する事業者に対し定期報告義務を課すとともに、各企業が19年度の取組実績を基準として、毎年度の再生利用等の取組を計画的に実行できるよう、各社毎の個別目標の設定方法を省令により提示（19年12月施行）。
- ・ 全ての食品関連事業者一律に20%に設定されていた食品循環資源の再生利用等実施率目標については、各業種にとって取組を進める上で適切な指標となるよう、業種別目標を設定し、告示（19年11月）。
- ・ 食品廃棄物等を多量に発生する事業者に対して、目標年度（18年度）における食品循環資源の再生利用等の取組状況についての報告徴収を要請（19年5月）。
- ・ 農林水産省及び環境省の連携により、食品関連事業者における優良な食品リサイクルの取組を適正に評価する民間認証の仕組みを構築（20年3月）。

## 3. 地球環境保全に対する農林水産業の積極的な貢献

- ・ 京都議定書の6%削減約束の達成に向けた農林水産分野における地球温暖化防止策、地球温暖化の進行により懸念される農林水産業への影響に対処するための適応策及び国際協力を柱とした「農林水産省地球温暖化対策総合戦略」を策定（19年6月）。
- ・ 生物多様性を重視した農林水産業を推進するための指針となる「農林水産省生物多様性戦略」を策定（19年7月農林水産省新基本法農政推進本部決定）し、「第三次生物多様性国家戦略」（19年11月閣議決定）に反映。
- ・ 生物多様性の定量的把握のための指標とその評価方法を開発するプロジェクト研究を20年度予算において措置。
- ・ 地球温暖化や生物多様性等の地球環境問題について議論を深めるため、食料・農業・農村政策審議会企画部会に「地球環境小委員会」を設置（19年10月）。地球温暖化の防止に貢献する農地の管理手法、土壌炭素の二酸化炭素吸収機能等について議論を重ね、「地球温暖化防止に貢献する農地土壌の役割について」を取りまとめ（20年3月）。
- ・ 農林水産分野における地球温暖化対策研究の進め方について検討するため、地球温暖化対策研究推進委員会を設置（19年12月設置。20年3月までに2回開催）。
- ・ 農地由来のメタン・一酸化二窒素の発生の抑制について、環境保全型農業による施肥の適正化・低減等により2010年までに18万1千CO<sub>2</sub>トン削減するとの目標を掲げ、政府の京都議定書目標達成計画に位置付け。
- ・ 野菜などの主要品目について、地球温暖化による影響、当面の適応策及び今後の対応方針をまとめた「品目別適応策レポート」を作成、配布（19年6月）。
- ・ 有機農業をはじめとする環境保全型農業を推進するため、農業環境規範の普及・定着、エコファーマーの認定促進、「農地・水・環境保全向上対策」等を実施。エコファーマーの認定件数が15万件（19年9月現在）を超えるなど、取組は着実に進展。

## 【V. 「美しい国」の原点である農山漁村地域を守り、活性化する政策の推進】

### 1. 農山漁村活性化に向けた地域の創意工夫の後押し

#### (1) 農山漁村における居住者、滞在者の増加対策の加速化

- ・ 農林水産省に設置した農山漁村活性化推進本部において、農山漁村で安心して暮らせるような環境づくりを進めるために農林水産省として講じる施策を「農山漁村活性化のための戦略」として取りまとめ、「地方再生戦略」に反映（19年11月）。
- ・ 農山漁村における居住者・滞在者の増加対策の加速化を図るため、「農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律」の施行（19年8月）と同法に基づく農山漁村活性化プロジェクト支援交付金による支援を実施（19年度の活性化計画の取組：45都道府県292市町村227計画）。
- ・ 都市と農山漁村の共生・対流の推進を目的とする「オーライ！ニッポン会議」による山形シンポジウム（19年11月）、全国大会（20年3月）を開催。
- ・ 総務省、文部科学省及び農林水産省の連携により、子ども達の農山漁村での長期宿泊体験を推進する「子ども農山漁村交流プロジェクト」を立ち上げ、受入地域の実態調査、受入のための手引きの作成（20年3月）、「受入モデル地域の選定基準」の策定（20年3月）、小学校に対して希望に添う受入地域を紹介するマッチングシステムの構築（20年3月）等を実施（再掲）。
- ・ 都市と農山漁村、企業・大学と生産者等の交流による新たなネットワーク作りを推進するため、「立ち上がる農山漁村」サミットを開催（19年5月）するとともに、「立ち上がる農山漁村」有識者会議を開催し、全国のモデルとなるような農山漁村活性化の先駆的な取組を19年度「立ち上がる農山漁村」として選定（20年3月）。
- ・ 市町村段階における農林水産業・農山漁村に関する女性の参画目標の設定やその達成に向けた取組を促進するとともに、「女性の農業委員会への参画促進について」を都道府県等へ通知（20年3月）。
- ・ 地域製品の販売促進、新商品開発への支援等を通じた地域全体の所得の向上と雇用の確保を図るため、「農林水産業と商業・工業等の産業間での連携（農商工連携）促進等による地域経済活性化のための取組について」を公表（19年11月）。
- ・ 農林漁業者と中小企業者が連携して行う新商品の開発・販売促進等の取組を支援すること等を内容とする農商工等連携関係2法案を第169回国会に提出（20年2月）。

#### (2) 農山漁村を支える人のつながりと資源の保全に向けた新たな政策手法の展開

- ・ 「農地・水・環境保全向上対策」を本格導入（19年4月）。全国1万7千の活動組織が116万ヘクタールの農地を対象に共同活動を実施し、そのうち2千の活動組織が、4万6千ヘクタールの農地において先進的な営農活動を実施。また、更なる施策の推進を図るため、事務手続を大幅に簡素化し、活動組織の事務の負担を軽減。
- ・ 農山漁村における豊かな人間関係と社会的つながりの維持・再生に向け、ソーシャル・キャピタルに着目した検討を行い、国の役割や今後の取組の方向等について、「農村のソーシャル・キャピタル」として取りまとめ（19年6月）。
- ・ 農業水利施設について、その機能を最も効率的かつ経済的に維持するため、既存施設の有効活用・長寿命化を図るストックマネジメントを導入し、施設のライフサイクルコスト（建設・維持管理等にかかるすべての費用）の低減化を措置。

## 2. 暮らしを守る鳥獣害対策の展開

- ・ 侵入防止柵の設置等地域の取組に対する支援、技術指導者を育成するための研修の実施、効果的な被害防止技術の開発、アドバイザーの登録・紹介等を実施。
- ・ 捕獲の担い手の育成等の支援（74地区）、鳥類等を対象とした被害防止マニュアルの作成（20年3月）、全国の農作物の被害状況を適確に把握するための調査手法の見直し（19年9月）を実施。
- ・ 「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」（20年2月施行）に基づき、鳥獣被害防止対策の基本的な指針を作成・公表（20年2月）し、各市町村における被害防止計画の作成を推進。
- ・ 被害の広域化・深刻化に対応し、市町村計画に基づく、捕獲体制の強化、捕獲獣の利活用、防護柵の設置、里地里山の管理等の総合的な取組に対する支援を20年度予算において措置。